

乳児院の将来構想について（抜すい）

- 地域における子育て支援センター化 -

平成3年8月

全国社会福祉協議会・乳児福祉協議会

第 部 乳児院の歴史的変遷と将来構想の提起

はじめに

ここ数年来、社会福祉のあり方についての全般的な見直しが行われるなか、前代未聞の急速に進行する高齢化社会へ対応するために老人福祉のみが大きくクローズアップされ、少産少子でその対象人口が著しく減少してきた児童の福祉、とくに乳児福祉や母子福祉の問題は、とかく影にかすみがちとなっていたのが実情である。

しかも、乳幼児をとりまく要養護状況は決して改善したとはいえず、孤立化、脆弱化した家庭機能の問題、著しく低下した乳児の養育機能の問題、とくに子育てをかつてのように伝承的に自然に学ぶ機会のないままに母親となってしまった若年出産の問題、あるいは単親家庭（母子家庭や父子家庭）や未婚の母の増加等、世代構造の変化が著しいのが特徴である。加えて平均寿命の延長に伴い、2世代の老人を抱えた家庭の問題、つまり祖父母に加えて曾祖父母の面倒までをみななければならない母親や、両方の祖父母の面倒をみなならなくなった母親の問題等、これからの高齢化社会を支えるべき母子福祉の課題は深刻な様相を呈している。

このような要養護状態の厳しい環境にあって、母親が病気や次子出産といった、どの家庭でも起こり

得る家庭機能の低下の際には、その機能を速やかに補完し援助していく地域的な福祉施策の整備がより一層必要となってくる。しかしながら現行の措置制度は、このような利用施設機能の発揮に対しては極めて不十分なものとなっており、旧態依然として利用者の利便性を著しく制約しているものと言わざるを得ない現状にある。

このような現状を踏まえながら、これからの乳児院がどのような機能を発揮すべきかについての「将来構想」を提案したい。

・ 乳児院における要養護状況の変化

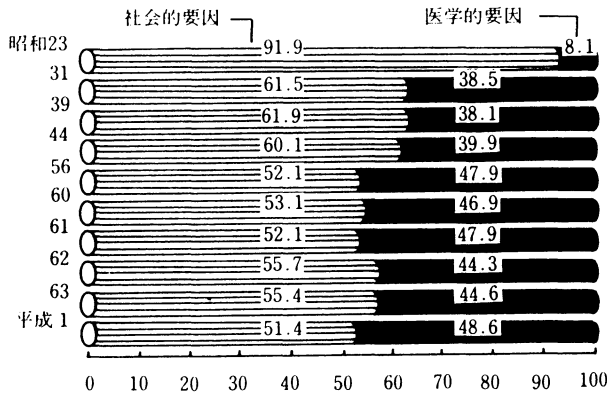
まず、乳児院における要養護状況の変化について振り返ってみよう。

乳児を対象とする要養護問題は、現代社会における家族問題の縮図的なものを反映しているものと評価されるが、乳児院における要養護乳児の実態がどのように変遷してきたかを歴史的に振り返ることによって、今後の乳児院へのニーズ、需要をある程度推測していくことも可能と考えられる。

乳児院における在所児数は、全国的には昭和47年をピークとして年々減少してきたが、昭和56年前後からは一定数を保持して現在にいたっている。これは、ベビーホテル問題に端を発した短期入所措置に

関する厚生省児童家庭局長の通知（昭和56年4月24日付・児発第330号）によって、昭和56年より短期入所措置児が増加し、乳児院における利用施設機能が定着したことによるものと考えられる。

図1 入所理由の推移（社会的要因と医学的要因の割合）

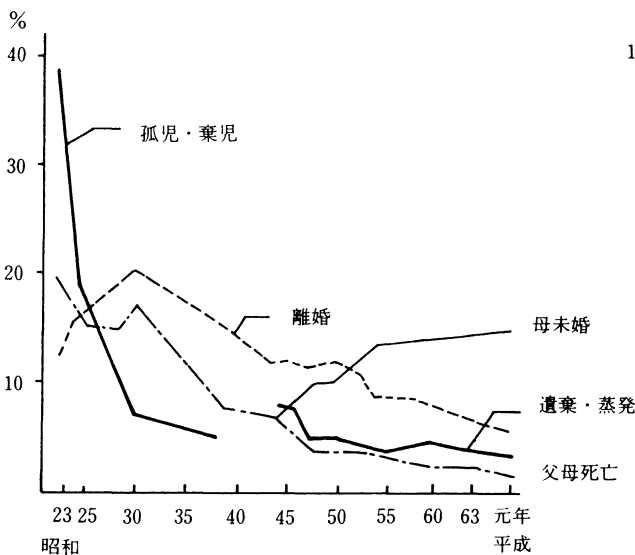


1. 措置理由の変遷—医学的要因の増加

乳児院に措置される入所理由の推移を、家庭崩壊等に代表される社会的要因と、母親の病気や次子出産等に代表される医学的要因に分類してみると、図1に示されるとおり社会的要因は年々減少し51.4%となり、その反面、医学的要因が増加し、現在では全体の約半数の48.6%を占めるにいたっている。

社会的要因の中でとくに減少しているのが、図2に示されるように孤児・棄児による措置で、両親死亡例や離婚に伴う措置例も減少している。逆に、未婚の母の増加傾向が近年認められ、平成元年度では15.5%を占めており、その内の約3割が18才未満の

図2 入所理由の推移（社会的要因）

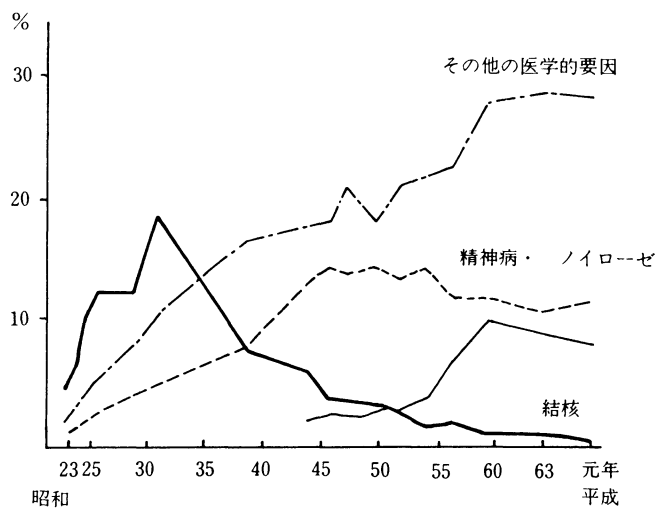


若年出産例となっている。

一方、医学的要因についてみると、図3に示されるように激減したものが結核による措置で、平成元年度にはついに1例もみられなかった。反対に急増したものは、母親の疾病を中心としたさまざまな病気によるものである。また、母親が精神病であったり、ノイローゼであるなど保護者の精神疾患による措置例が、ここ10年間にわたってほぼ一定の比率、つまり10%前後を占めているが特徴である。短期入所措置の典型例である次子出産に伴う措置例は、10%弱に安定している。

都市部に顕著なように、核家族化が進行し定着した乳児の養育環境を考慮すると、このような医学的要因が発生した際に適切な援助を速やかに提供しないと、二次的に家庭崩壊にまでいたることが予測され、社会的要因にまで発展することも少なくない。このことは、ありふれた要因によって簡単に家庭機能が麻痺してしまうような脆弱化した現代の家庭の現状を示しており、地域における家庭、育児を支援していく役割が、今後ますます乳児院に必要とされていることを示唆しているものと考えられる。

図3 入所理由の推移（医学的要因）



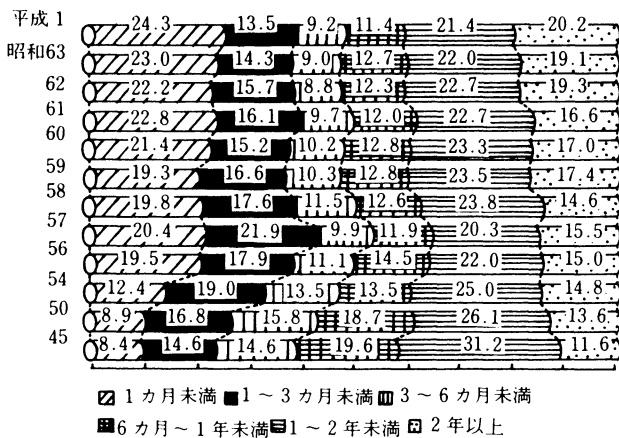
2. 在院期間の短期化

一方、在院期間が1ヵ月未満の短期入所措置児の推移をみてみると、図4に示されるように年々増加し、平成元年度には24.3%となっており、全措置児の4分の1を占めるに至っている。また在院期間が3ヵ月未満の措置例となると、平成元年度は37.8%となっており、全体の約4割を占めている実態にあ

る。

このように、乳児院における措置児童の在院期間は短期化していく傾向にあるが、これら短期措置の背景をみると、約8割が母親が病気であったり、次子出産等の医学的要因によるものである。この事実は、今日の社会環境においては、このようなありふれた出来事によっても家庭機能がすぐに麻痺してしまう脆弱性を示している。このような意味では、地域性を反映した利用施設機能、家庭支援機能を発揮すべき乳児院に対するニーズが、今後ますます増加してくることを裏付けているものといえる。

図4 在院期間別年次推移



3. 病虚弱児・障害児の増加

また、乳児院に措置される障害児の比率を年次的にみると、ここ数年来全措置児の約1割を占めており、平成元年度においては14.7%を占めている。病虚弱児を含めると全体の約3割を超えており、今後も障害児を含めた病虚弱児の措置例は一定の割合で継続されることが予測される。

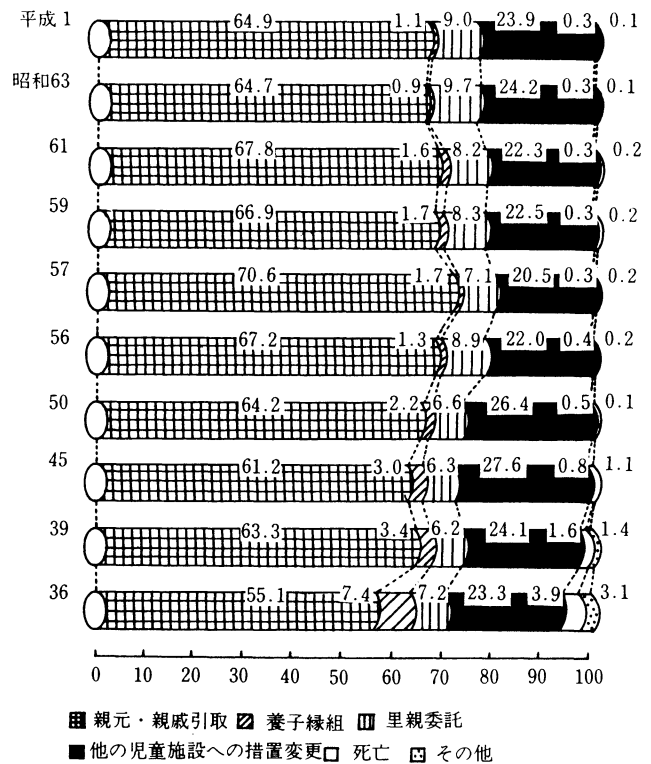
これらの病虚弱児や障害児に対する日常的な介助の実態について、先般全国社会福祉協議会・乳児福祉協議会で実施した介助度調査結果を参照すると、健常児と比較して病虚弱児が5倍、障害児の場合は約15倍の介助を要している実態が明らかとなっている。とくに病院に併設されている乳児院を中心に、障害乳幼児や病虚弱児に対する適切な療育が可能となる医療・看護・療育面における人的・物的環境の整備・拡充が望まれるところである。

4. 退所理由の推移

退所理由の年次推移をみると、図5に示されるように家庭復帰率は年々増加の傾向がみられていたが、昭和63年度、平成元年度と若干下降している。しかし、現在でも約65%を占めている。一方、養護施設をはじめとした他施設への措置変更は、依然として2割強を占めており、平成元年度は23.9%となっている。養護施設等への通過施設として果たしてきた旧来からの乳児院の役割については、今後も継続して一定の割合で必要とされていることも事実である。

以上の乳児院における要養護乳児の背景を要約するならば、まず第一に脆弱化した家庭機能を補完する役割、特に利用施設機能としての乳児院の役割が年々増加してきていること、第二に病虚弱児や障害乳幼児に対する専門的な療育施設としての機能整備の必要性、第三に旧来からの養護施設等への通過施設としての福祉施設機能、この三点に要約されるものと思われる。このことは地域に根ざした子育て支援機能の重要性と、短期入所措置等の利用施設としての乳児院機能に加えて、多様な専門性をより高めた乳児院機能の整備が今後必要になることを示唆しているものといえる。

図5 退所理由別年次推移



II. 現行の措置制度上の問題点

1. 短期入所措置に関わる措置手続の簡略化

在院期間が1ヵ月未満の短期入所措置については、昭和54年の厚生省児童家庭局通知330号によっていわゆる短期入所措置制度（マル短）が定着はしたが、措置手続等々の簡略化については必ずしも十分な配慮がなされていない実情にある。

元来、短期入所措置制度そのものが、母親の疾病、冠婚葬祭、出張といった家庭機能が一時的に麻痺した際にその機能を補完する役割を持つだけに、その手続きにあたっては緊急性と利便性といった配慮が不可欠な要素となっている。

そのために、短期入所措置に限っては、その相談窓口を乳児院長等に委託し、乳児院から児童相談所への事務連絡にて措置手続きがすむような大幅な簡略化が必要と考えられる。この場合においても、当初の予測に反して措置期間が1か月を超過するおそれのある場合においては、当然、従来と同様の措置手続きをとるといったことが必要となる。

2. 措置対象児に対する弾力的運用—措置事由並びに年齢制限の緩和

乳児院への措置の際の年齢の上限が、現行では2歳となっているが、特に短期入所措置については、その年齢の上限を3歳まで延長することが必要と考えられる。短期入所措置制度の利用で最も多いのが、特に都市部における次子出産の際の措置依頼であり、年齢の上限が現行の2歳のままでは、このニーズに十分に答えられないというのが実態である。少子化が急速に進行している今日、次子出産を積極的に奨励するためにも、短期入所措置の年齢の上限を3歳まで引き上げることが重要と思われる。

また、措置理由の内、冠婚葬祭や母親の出張については、前記の330号通知にて例示されているにもかかわらず、一部の都市においては十分にその趣旨が生かされていないこともあり、措置事由についての弾力的な運用が硬直化していることも指摘できよう。

また、夜間就労状態にあり、その結果日中は就眠しているケースへの対応も不十分である。特に、キャバレーやバー、スナックにて就労している事例につ

いては、原則として措置事由として認められないことが多く、養護に欠ける乳幼児の措置を制度の基本とするならば、極めて不均衡な扱いといえよう。

III. 乳児院の将来像についての施設長アンケート調査結果

1. 施設機能拡大についての意向

このような背景にあつて、乳児福祉協議会・調査研究委員会においては乳児院の将来構想として地域における「乳児福祉センター（いわゆるきのこ図：図6参照）」としての機能整備を図るべきという提案をしてきたわけであるが、全国の各乳児院はどのような歩みを望んでいるのであろうか。平成元年度に実施した将来構想アンケート調査結果を振り返ってみよう。

図6 今後付加したい乳児院機能（施設長調査）

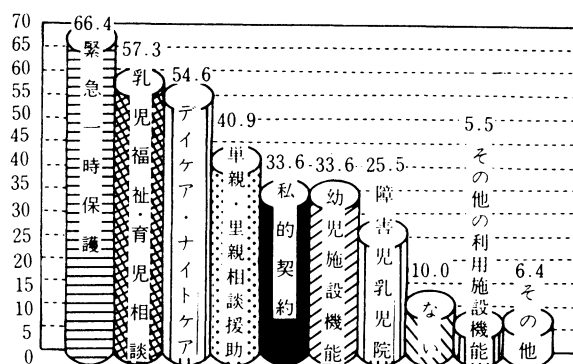


図7 今後導入したい専門職種（施設長調査）

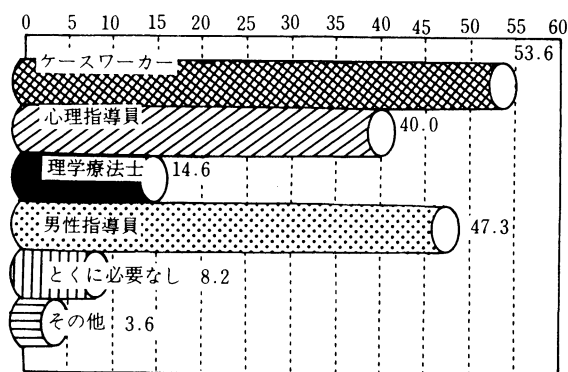
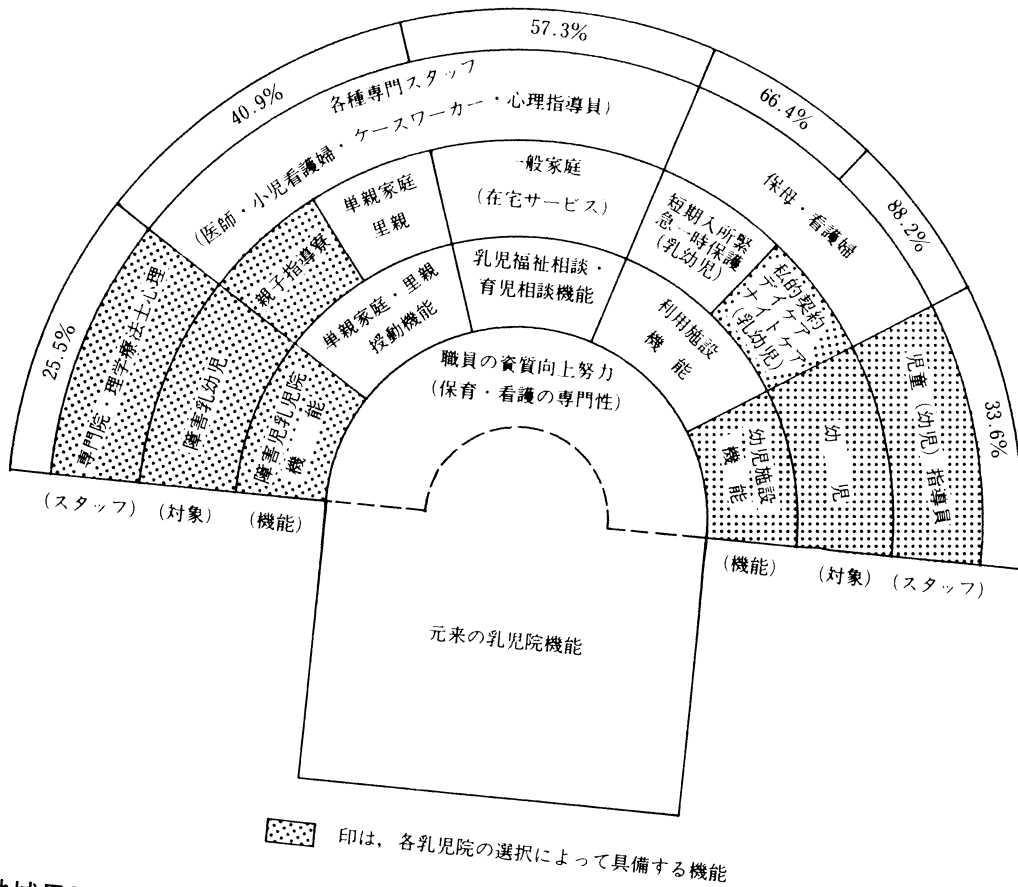


図8 乳児院の将来構想

—各乳児院がどのメニューを選択しているか—



乳児院地域母子福祉センター構想

一地域における子育て支援センター構想一

現存の乳児院を以下に示す「地域母子福祉センター」化する構想を提案する。

この構想は、過日実施した乳児院将来構想アンケート調査結果を踏まえて、これまでいわゆる「きこのこ図」で示してきた仮称「乳児福祉センター」構想を発展的にまとめたものであり、来るべき高齢社会を担う母子の福祉を積極的にサポートしようとするものである。

I. 家庭育児支援サービス事業

メニュー例：

- | | |
|------------|----------|
| 育児相談 | 育児体験教室 |
| テレフォンサービス | 単親家庭相談 |
| 母子の遊びの教室 | 里親相談 |
| 母親教室 | 中・高生体験教室 |
| お年寄りとの交流教室 | その他 |

註)

1. 人的環境整備……専門スタッフの導入（ケースワーカー・心理・男性指導員等）
2. 物的環境整備……プレイ・ルーム，相談室，会議室（集会室）等の整備，相談専用電話の設置

II. 専門スタッフ教育事業

メニュー例：

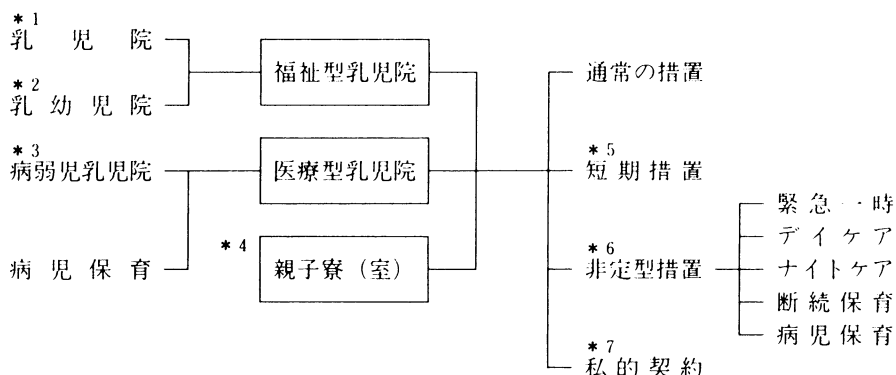
- 保育・看護学生実習
- 栄養士学生実習
- 保健婦・看護婦乳児実習
- 保母（0歳児）実習
- ベビーシッター実習
- その他

註)

1. 人的環境整備……指導スタッフの加算
2. 物的環境整備……実習室・休憩室・ロッカー・ビデオ装置等の整備

III. 入所施設機能拡大事業

メニュー例：



註)

- *1通常乳児院……現状の乳児院
- *2乳幼児院……現行の児童福祉法を弾力的に運用
(37施設希望)
- *3病弱児乳児院……病虚弱児を積極的に受け入れる
乳児院(28施設希望)介護度調査の結果、病弱児加算(25%)
が必要
- *4親子寮(室)……母子の駆け込み寺・未婚の母等宿
泊指導(施設数未定)施設整備
費並びに母親の処遇費用の加算
が必要
- *5短期措置………在院期間1ヵ月未満児の措置に
ついては、
措置手続を児童相談所から分離
し、より一層の簡略化により、
利用者の利便性を図る
年齢制限は、3～4歳まで延長
し、長期化する場合は養護施設
や児童相談所の一時保護施設に
変更
- *6非定型措置………緊急一時保護・デイケア、ナイ
トケアや断続保育(夜勤や週2
～3日等の勤務等、不規則・断
続勤務の措置)、病児保育等(こ
れらは私的契約や自治体からの
委託契約で実施されているのが
実情だが、その多くは措置化必
要)
- *7私的契約………これらの措置以外の私的契約
現在の乳児院機能に今後付加すべき専門機能とし

ては、図6、図7に示されるように、障害児乳児院機能を希望する施設が28施設(25.5%)、同様に単親家庭・里親援助機能が45施設(40.9%)、乳児福祉相談・育児相談機能が63施設(57.3%)となっている。

一方、利用施設機能としては、通常措置(短期入所措置を含む)以外の機能として、私的契約を推進するというのが37施設(33.6%)デイケア・ナイトケアが60施設(54.6%)緊急一時保護機能が73施設(66.4%)となっており、また幼児施設機能の併設を37施設(33.6%)が希望していた。現状の乳児院機能以外に付加するものとしてはとくに考えていないとする回答は11施設(10.0%)に過ぎなかった。

以上の結果を考察すると、地域に根ざした今後の乳児院のあり方としては、育児相談等各種の相談機能の拡充とともに、各乳児院のこれまでの実績や地域性、あるいは設置基盤等を反映して、多様化した様々な機能や形態を付加していくことを希望しており、特に利用施設機能の強化を多くの乳児院が考慮しているといった実態が明らかとなっている。

2. 専門職種の導入についての意向

一方、乳児院に新たに導入したい専門職種としては、図8に示されるように、ケースワーカー59施設(53.6%)、心理指導員44施設(40.0%)、理学療法士16施設(14.6%)、男性指導員52施設(47.3%)となっており、一昨年に実施した「乳児院生活アンケート」調査での専門職種に関する回答と比較して、より多くの施設が各種の専門職種の導入について、積極的にその必要性を認めている実態が明らかとなっている。反対に、これらの専門職種の導入は特に必要ないとする乳児院はわずか9施設(8.2%)に過ぎ

なかった。

また、平成2年度から厚生省で子算化された地域保育センターについては、積極的に検討してみたいとする施設が30施設（27.3%）、条件によっては検討してみたいとするものが54施設（49.1%）となっており、併せて84施設（75.4%）が前向きに検討している実態であった。しかしながら、まだその実際的な詳細が把握されておらず、またこの事業に乳児院が該当するのかが不明確であり、今後の動向をみる必要がある。

・乳児院の将来構想一

地域母子福祉センター構想の提案

一地域における子育て支援センター化一

これまで述べてきた乳児院における要養護状況の変化をふまえて、今後の乳児院の施設機能がいかにあるべきかを検討するには、各乳児院の存在基盤、とくにその地域性や法人の性格、養護施設や老人ホーム、病院に併設されているかどうか等によって大きく異なり、一律に規定することは困難である。

しかしながら、今後の乳児院における施設機能を考えるとき、現状の措置制度に依存した乳児院という枠内にとどまる限りその運営が次第に困難となることは明白であり、各施設の特異性と地域性を生かしつつ、多様に専門分化し、発展していくものとして考えていくことが必要と思われる。

このような前提で、これからの乳児院の役割機能を考えると、本格的な高齢化社会を控え、しかも少産少子時代の今日、来るべき高齢化社会を担っていく母子福祉をいかに地域で支援していくかが大きな課題となってくる。とくに現代の女性の多様な生き方、多様な職種でのさまざまな就労形態等を考慮したとき、そのもとでの子育てを地域においてどのように支援していくかが今後の極めて重要な課題となると考えられる。

そこで、調査研究委員会での検討を踏まえて、今後の乳児院の歩むべき方向性として、図9の「地域母子福祉センター：地域における子育て支援センター」構想を提案する次第である。この構想は、これまでいわゆる「きのこ図」（図6参照）で示してきた乳児院の将来構想図を発展的に修正したものである。

この地域母子福祉センター：子育て支援センター構想というのは、家庭育児支援サービス事業、

専門スタッフ教育事業、入所施設機能拡大事業といった3本の柱で構成されるものである。以下に各事業の概略について述べる。

1. 家庭育児支援サービス事業

家庭育児支援サービス事業とは、地域における子育て支援機能を意味しているものであり、図9にそのメニュー例が紹介されている。

具体的には、育児相談やテレフォンサービスなどによって、育児不安に迅速かつ適切に対応することがまずあげられる。また、親子による育児体験教室や母親教室によって、母親準備性をたかめ、あるいは母子の遊びの教室によって「遊び方」を知らない母親に子どもとの関わり方をグループで楽しく学ぶなどである。一方、単親家庭のさまざまな相談や里親相談も必要となる。中学生・高校生を対象とした乳幼児との生活体験教室によって、乳児の可愛らしさ、愛らしさを経験することによって、将来の親準備性をたかめ、お年寄りとの交流教室などによって、地域のお年寄りと乳幼児との交流を促進することも、老人福祉の観点からも大切となろう。

このような多彩なメニューによって、地域における母子保健、母子福祉事業、つまりは子育て支援事業を展開しようとするものである。

この事業の展開に当たっては、人的環境の整備として、ケースワーカー・心理指導員・男性指導員等の専門スタッフの導入が必要であり、また物的環境の整備として、相談室、プレイ・ルーム、会議室・集会室等の整備や、相談専用電話の設置等が必要となろう。

2. 専門スタッフ教育事業

専門スタッフ教育事業とは、乳児院が最も専門的に保有している乳児保育に関わる専門性を生かして、母子福祉、母子保健に関連する専門スタッフの教育機能を強化しようとするものであり、図9にそのメニュー例が示されている。

平成2年4月に保育所保育指針が改訂されたことにもなっており、0歳児保育の専門性の向上が必要となってきており、乳児保育スタッフの実習をはじめとして、保母、看護婦、保健婦、栄養士等の学生実習、あるいはベビーシッター養成実習等があげられる。

この実施のためには、人的環境整備として、指導スタッフの加算、物的環境整備として実習室・休憩室・ロッカー等の整備が必要と考えられる。

3. 入所施設機能の拡大事業

入所施設機能の拡大事業とは、まず従来の乳児院機能を福祉型乳児院と医療型乳児院に分け、場合によっては親子寮（母子寮・父子寮）の機能を付加しようとするものである。図9にその概略が示されている。

1) 福祉型乳児院

福祉型乳児院とは、これまでの通常の乳児院と、幼児施設機能を付加した乳幼児院とに分類される。

i) 通常の乳児院

これは、これまでの通常の乳児院で、マル短と通称される短期入所措置ならびに通常の措置に対応する機能である。

ii) 乳幼児院

乳幼児院というのは、現行の乳児院機能に養護施設の幼児機能を合併したものである。この乳幼児院の実現は、現行の児童福祉法を弾力的に運用することによって、その運営が可能なものと考えられる。この機能を乳児院に付加することを希望している乳児院は、すでに37施設ある。

2) 医療型乳児院 - 病弱児乳児院

医療型乳児院というのは、かつては「条件乳児院」とか「障害児乳児院」といわれていた機能をもつ乳児院であるが、「病弱児乳児院」として病虚弱児をはじめ、重症心身障害児施設や肢体不自由児施設、精薄施設、盲児施設、聾唖施設、虚弱児施設への入所を待機している各種の障害児等を積極的に受け入れる乳児院を意味している。

この病弱児乳児院の機能に対しては、現在のところ28施設が実施したいと希望している。

この運営に当たっては、先般の介助度調査の結果を考慮すると、盲児施設や肢体不自由児施設における重度加算と同様に、25%程度の病弱児加算に相当する特別事業費の加算が必要と考えられ、そのもとで直接介助スタッフや理学療法士などの人的環境の整備を行っていくことが

必要と考えられる。

3) 親子寮（親子指導室）

一方、親子寮、あるいは親子指導室の機能というのは、母子の駆け込み寺としての機能や乳児院措置児の家庭復帰を援助するための未婚の母等の宿泊指導を目的とした施設機能である。また、母親が育児ノイローゼであったり、子育てへの理解や経験に乏しい場合には、親子で入所することによって、ともに生活する中で子育てのノウハウを学習する機会ともなるものである。

この運営のためには、施設整備費並びに母親の処遇費用の加算等を考慮する必要がある。

4) その他の入所施設機能拡大事業

一方、非定型措置ということについても、措置対象として受け入れていく必要がある。これまで、私的契約としてデイケア事業やナイトケア事業が展開されてきているが、これとは別に地方自治体からの要請によって、緊急一時保護事業として乳児院機能を活用している乳児院もある。

また、すでに予算化された保育所における地域保育センターにおいては、「非定型保育」がその対象となっているが、乳児院においても、例えば電話交換手や看護婦、あるいはスチュワーデスなど夜勤や不規則・断続勤務をしている場合の事例も、従来の私的契約としてデイケア・ナイトケアへ受け入れるよりも、その養育環境によっては措置対象とし、乳児院への断続措置への道も保障していく必要がある。これらは、現行の児童福祉法を弾力的に運用することによって十分可能なものと考えられる。

これらの措置とは別に、私的契約についてもそれなりの運用が可能となるように、問題の整理と体制の整備をしていく必要があると考えられる。

5) 措置手続きについて

一方、措置手続きの問題としては、すでに述べたように地域における利用施設機能が乳児院に求められている今日、旧態依然とした児童相

談所のみによる措置といった制度を、その弾力的な運用によって大幅に変革していく必要があると考えている。

i) 通常の措置

遺棄、蒸発あるいは虐待等、旧来からの措置該当事例については、これまでの児童相談所による通常の措置手続きでも対応が可能と思われる。

ii) 短期入所措置手続きの一層の簡略化と措置年齢の拡大

緊急一時保護等を目的とした在院期間が1ヵ月未満を予測される短期入所措置については、措置手続きを児童相談所から乳児院長や福祉事務所等に委託し、しかも事務手続きをより一層簡略化することによって、利用者の利便性を図る必要がある。同時に、地域における利用施設機能としての短期入所措置が必要となる母親の疾病や次子出産などのケースについては、措置年齢の上限を、3 - 4歳まで弾力的に延長することも必要である。これらの短期入所措置が、在院期間が当初の予測に反して1ヵ月以上に長期化する場合には、改めて児童相談所における措置手続きを行うとともに、年齢が超過している事例については、その時点で養護施設や児童相談所の一時保護施設に変更するというような、個々の事例に対応した弾力的な運用を考慮することも必要である。

) 非定型措置

すでに述べたように、不規則・断続勤務をしている保護者の事例についても、乳児院への措置への道を開く必要がある。

iv) 0歳児保育待機児の措置

0歳児保育の待機児へのデイケア、とくに産休明け保育待機児についても、保育所措置に準じて乳児院への措置が可能となるように整備する必要がある。元来乳児院は、施設長が医師であったり、病院と併設していたりする施設が多く、また保育所等と比較して看護婦の配置も多く、しかも乳児に対する専門的な保育技術を保有しており、0歳児保育への受け皿として最も適した施設機能を保有している。

少産少子時代の今日、産休明け保育への保障は極めて社会的な意義が大きい。従って、保育

所への措置を待機している期間に限って、乳児院におけるデイケアを措置対象としていくことが保育行政の補完的機能としても重要と考えられる。

なお、この場合の措置費については、保育行政の補完的機能を前提とするならば、保育所措置に準じた扱いとし、また保護者の自己負担分についても保育所に準じた費用徴収基準とすることが望ましい。

v) 有病児デイケア措置

乳児院は、すでに述べたように医師が在院していたり看護婦の配置が多く、また、これまでの病虚弱児や障害児に対する養育経験からみても、本来的に虚弱児、病弱児等病児保育への対応が可能な機能を具備している。

就労している母親にとっては、児童がひとたび病気をすると、安定した就労の継続が困難となってしまうのが実情にある。このような際に、保育所では受け入れ困難な病児を、保育所に復帰できる時点まで短期間にわたって乳児院に措置することも必要なことと考えられる。

おわりに

以上、これからの乳児院機能について、乳児院における要養護状況の変化、今後の施設機能の拡大・分化等について課題を提起させていただいた。

すでに、旧来の措置のみに依存した乳児院の機能に固執しては、いかなる活路も見出すことの出来ない時代となっている。

今後の乳児院に求められていることとしては、現状の乳児院機能を基盤として、各地域における育児支援機能としての母子福祉センター機能を確認し、各乳児院の存在基盤に合致した多様な措置にかかわる専門機能を付加し、その地域のニーズに的確に応えていくことにあると思われる。そのためには、厚生省をはじめとした行政の理解と弾力的な対応がまず必要であるが、加えて施設長はもとより、全職員が一体となって問題意識をもち、乳児福祉、母子福祉の新たな前進に向けて歩むことが期待されるわけである。